

第 4 章

各主体の役割分担と 計画の推進

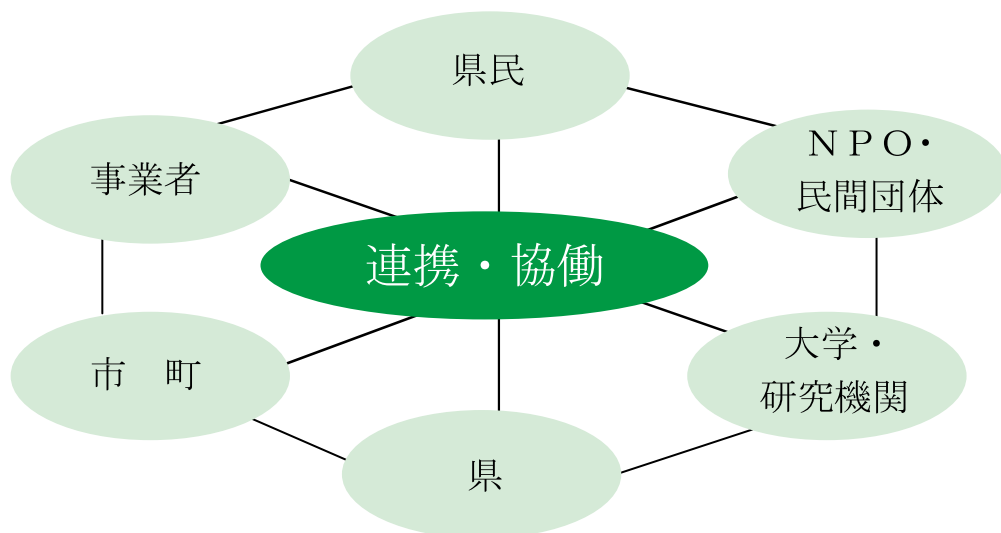
第4章 各主体の役割分担と計画の推進

第1節 それぞれの主体の役割

今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的な取組を進めることが必要です。

また、本県において、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現を目指し、安心・安全で持続可能な社会づくりを進めていくためには、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県など、すべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて、連携・協働のもと、様々な活動に取り組むことが必要です。

ここでは、本計画の推進に向け、すべての主体が関わることとし、それぞれに期待される役割を明らかにします。



県民の役割

今日の環境問題は、私たち一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷が増大していることによっても生じています。そのため、自らの日常生活と環境の関わりについて理解を深め、自ら大量消費、大量廃棄等のライフスタイルを見直すことが求められています。

まず、日常生活の中で、環境について学び、理解を深めるとともに、自らできるところから取り組み、身近な環境をより良いものにしていくための行動を自主的かつ積極的に進めるものとします。また、省資源・省エネルギーの行動を進めるとともに、グリー

ン購入に積極的に取り組むなど、環境配慮型の消費行動を推進するものとします。

さらに、地域の環境の保全を担う最も中心的な主体として、NPO・民間団体、事業者、行政との連携・協働のもと、リサイクル活動、緑化や美化活動など、地域における環境保全活動・取組を推進するものとします。

NPO・民間団体の役割

県民や事業者などにより構成されるNPO・民間団体は、営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする「県民活動」の主体であることから、環境の保全・創造に大きな役割を果たすものといえます。特に、地域における各主体の連携・協働の必要性に対する認識が高まる中、その役割に対する期待もますます高まっていくものと考えられます。

今後とも、リサイクル活動、緑化や美化活動、環境学習など、その活動の分野をさらに広げ、地域における環境の保全・創造のための活動の推進母体として役割を担うものとします。

さらには、NPO・民間団体のネットワークを活かした広域的・国際的な活動を推進するものとします。

事業者の役割

事業者は、経済活動の中で大きな部分を占めており、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、新たな社会経済システムへと転換していくためには、重要な役割を担うものといえます。

このため、事業者は、自らの社会的責任を認識するとともに、通常の事業活動に起因する公害等の防止や廃棄物の3R・適正処理、資源・エネルギーの循環やその効率的利用を進めることにより、環境への負荷を低減するものとします。

また、ISO14001やエコアクション21に基づく環境マネジメントの取組を推進することにより、環境技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売・環境保全サービスを提供し、環境と調和した事業活動を進めるものとします。

さらに、事業者も地域の一員として、各主体との連携・協働のもとに、地域における緑化や美化活動、環境学習など環境の保全・創造に向けた取組を推進するとともに、技術移転等の国際協力や海外においても環境に配慮した事業活動を行うものとします。

大学・研究機関の役割

環境問題の解決に当たっては、科学的な知見に基づく判断・対応が重要であり、産学

公の連携・協働による環境技術の開発、環境保全・創造活動の推進に向け、積極的な参画・協力等を行うものとします。

また、自らの事業活動においても、省資源・省エネルギーなど環境に配慮した取組を進めるものとします。

市町の役割

市町は、住民、NPO・民間団体、事業者と日常的に深い関わりを持っているとともに、環境の保全・活動に向けた取組は、地方分権が進む中、地域特性に応じて展開されることが重要であることから、地域における活動のリーダー的な役割など、市町に期待される役割はさらに大きくなるものと考えられます。

このため、市町は、地域特性に応じた取組の目標や方向性の設定、各種制度等による基盤づくり、各主体の行動を促進する施策の策定等を行い、各主体との連携・協働のもと、環境の保全・創造活動を推進するものとします。

また、地域における環境教育・環境学習の推進、地球温暖化防止のための具体的な活動の促進等に、各主体との連携・協働のもと、取り組むものとします。

さらに、市町自らも、事業活動における省資源・省エネルギーやグリーン購入など環境に配慮した取組に努めるとともに、ISO14001やエコアクション21に基づく、環境マネジメントの推進に、率先して取り組むものとします。

県の役割

県は、本計画の基本目標の実現に向けて、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

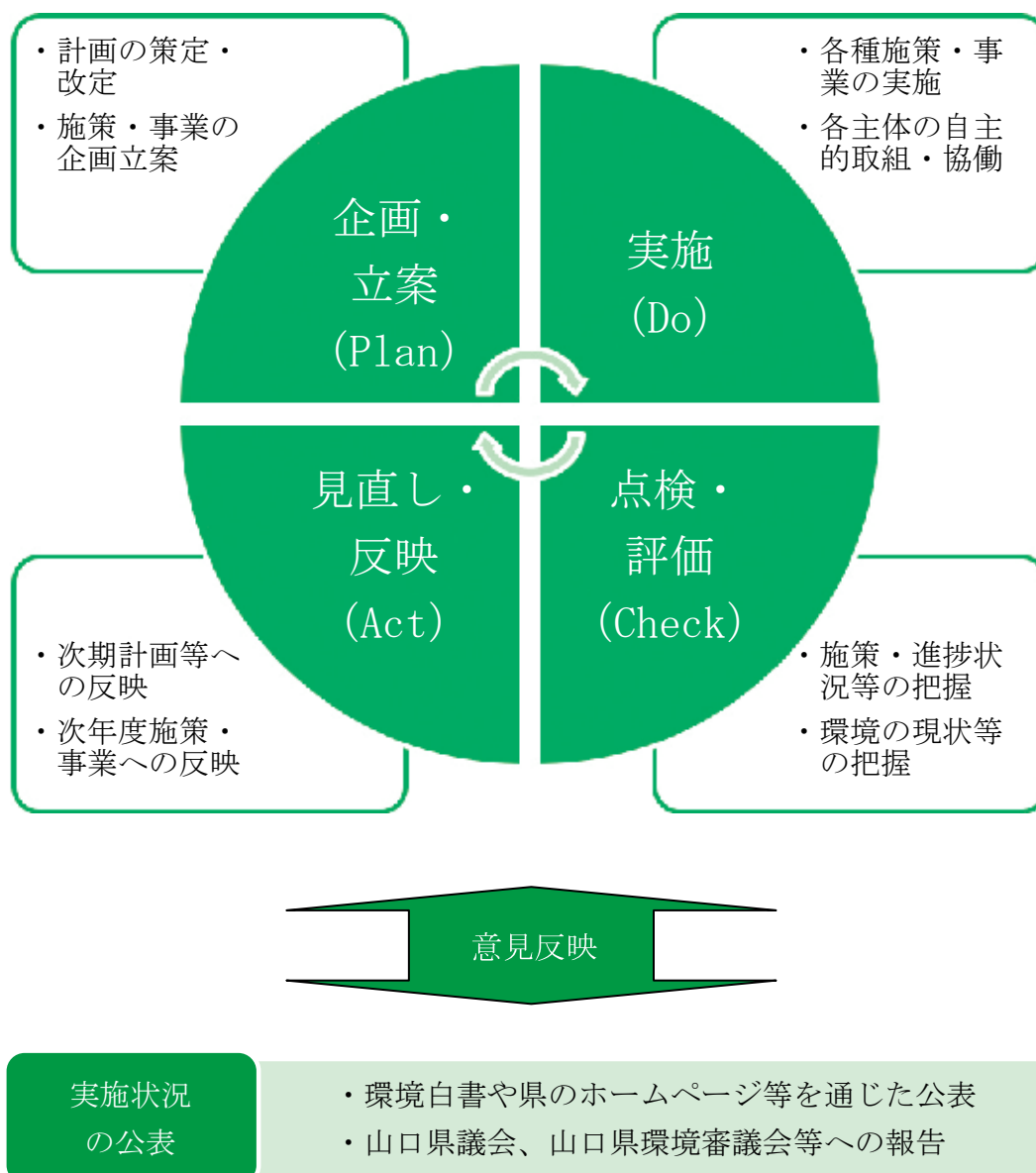
また、各主体の自主的かつ積極的な行動を促進するための各種制度や社会資本の整備、環境情報の提供、環境教育・環境学習への支援、普及啓発など、各主体の環境の保全・創造に関する基盤づくりに取り組みます。

さらに、各主体のもつ技術、知識、ノウハウを収集・活用する仕組の整備、各主体間のネットワーク化に努めるとともに、他の地方公共団体との広域的な連携も図ります。

また、県自らも、その事業活動において大きな部分を占めていることから、環境マネジメントシステムによる継続した改善に取り組むとともに、省資源・省エネルギーの実施やグリーン購入の推進など環境に配慮した取組を率先して実行します。

第2節 計画の推進体制

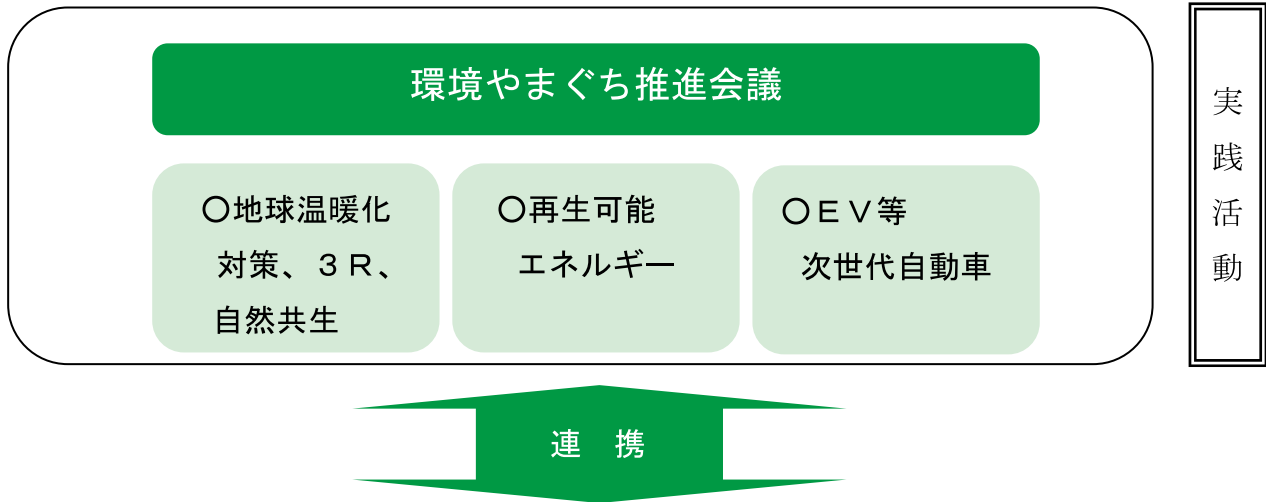
- 「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現を目指し、本計画に掲げられた環境関連施策・事業を総合的かつ計画的に推進するためには、施策の実施状況や環境の状況を的確に把握し、適切な進行管理を継続的に行うことが重要であることから、引き続き、施策・事業の実施状況の点検・公表、見直し・改善に努めることとしており、毎年度、「環境白書」や県のホームページ等を通じて公表し、県民への周知を図ります。
- 社会情勢の変化等に応じて、4年を目途に見直しを行います。



- 県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議」を中心に、県民、事業者、行政等が連携して実践的な活動を進めます。

- また、県庁内においては、引き続き、各部局で構成する「山口県環境政策推進会議」において、環境に関連する各種計画や施策との連携・調整、進行管理等を行っていくこととしており、施策・事業の総合的な推進に努めます。

【県民運動推進母体】



【県庁内推進体制】

